４．情報収集体制と勧誘活動体制（組織体制の構築）

（１）新たに居住してきた（してくる）住民に対して

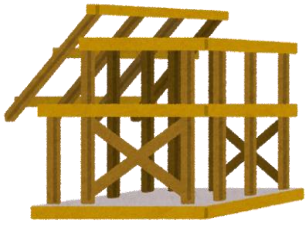

家を新築している

一戸建て住宅・アパート・マンションに引っ越してきた

気づいたら

町民・役員

各種団体（PTA・民生委員
・防火クラブ・育成会・老人クラブ等）

情報伝達

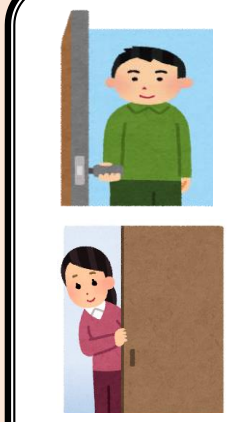

勧誘活動

業者

管理人

組長（班長）・役員

情報伝達

情報提供
協力依頼

情報伝達

～ 自治会『勧誘組織体制』～

１）常時自治会内に勧誘組織を設置する。
- 自治会三役をはじめ役員が任に当たる。
- 組長（班長）まで構成員とする。

２）大規模自治会は 100 世帯区割りする。
- 100 世帯程度毎に責任者を数名置く。

３）勧誘活動は役員を含む２～３人程度で当たる。

４）場合により各種団体役員も含めて当たる。

５）その他、事例集等（20・25～33 ページ）を参考に

（２）以前から居住している住民に対して

自治会に興味がない

自治会を退会した

加入方法がわからない

自治会・育成会イベント等案内

役員・育成会・ＰＴＡ等

参加

イベント時に
自治会案内パンフレット等を
配布して、加入促進を促す

地域イベント

育成会役員等も
勤誘活動に協力

勤誘活動

- 勧誘に応じない場合であっても
  年に２回程度は声掛けすること
- 一回の勧誘は５分程度とすること
- 訪問時は自治会パンフレットや
  行事案内を必ず持参すること

～ 自治会『勧誘組織体制』～

１）常時自治会内に勧誘組織を設置する。
- 自治会三役をはじめ役員が任に当たる。
- 組長（班長）まで構成員とする。

２）大規模自治会は 100 世帯区割りする。
- 100 世帯程度毎に責任者を数名置く。

３）勧誘活動は役員を含む２～３人程度で当たる。
４）場合により各種団体役員も含めて当たる。
５）その他、事例集等（20・25~33 ページ）を参考に

（3）地域イベント等への協力体制と未加入者へのアプローチ

地域住民の中には、自治会に関心のない方や、中には不満を抱いている方もいます。
無理に自治会への加入を求めるのではなく、まずは地域のイベント等に参加してもらい、地域に馴染んでいただいてから自治会への加入を呼びかけましょう。

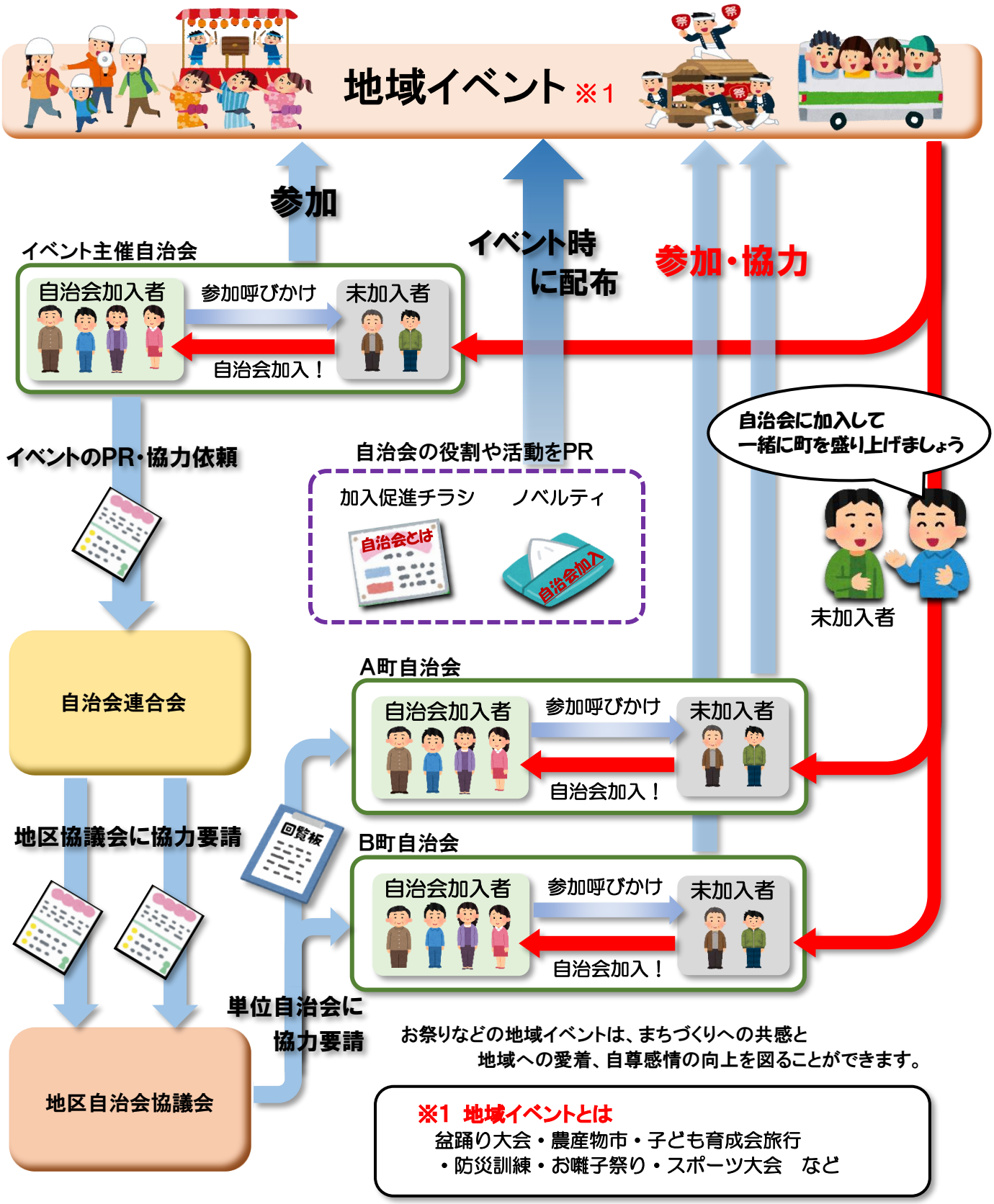

（4）自治会未加入者と接する機会を維持するために

自治会未加入者と接する機会がなければ、そもそも地域イベントの案内や自治会への勧誘ができません。

町によっては、自治会に加入しないとゴミステーションの利用を断っている町もありますが、断ることによって勝手にゴミを出されてしまうなどのトラブルを招くほか、使わせないことで未加入者との交流が完全に途絶えてしまいます。

ゴミステーションを共有することで、地域イベントの案内や自治会加入を促す機会の維持につながります。

自治会未加入者であっても、自治会費とは別にゴミステーション管理費を徴収したり、掃除当番を割り当てるなどして、住民全員が顔見知りでいられる環境作りを心がけましょう。
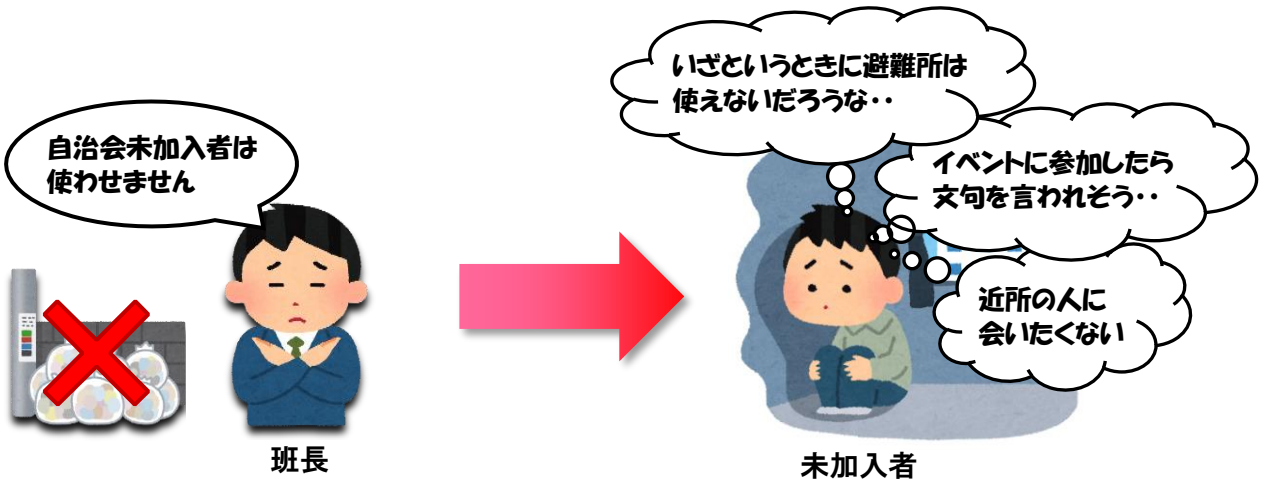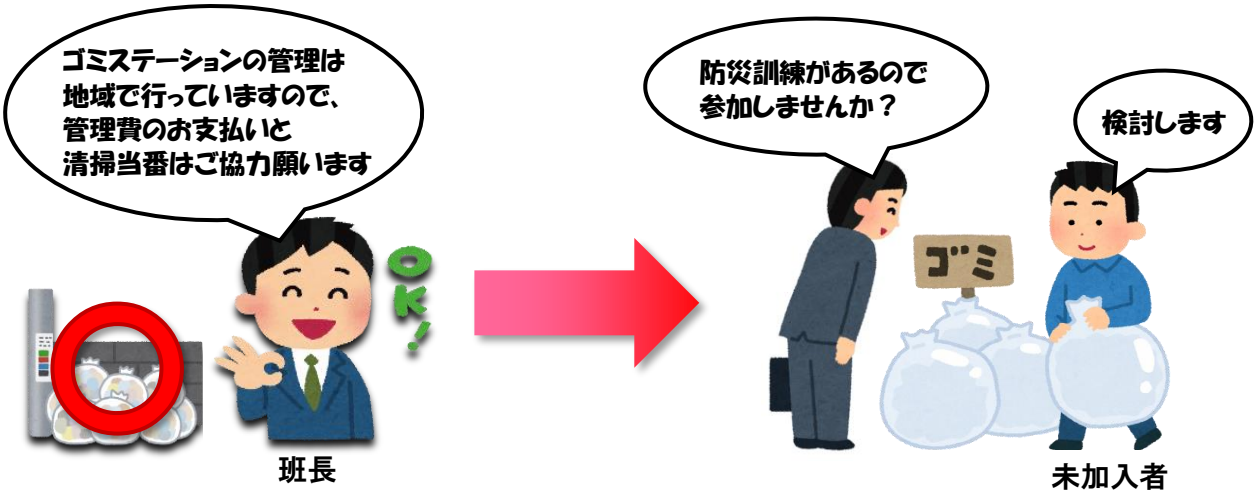
自治会の枠を超えた考え方として大切にしていただきたいことは、自治会加入の有無にかかわらず住民同士が協力し、『いざ』というときには、地域全体で助け合える関係を築くことです。